

業 態 分 類 表

区 分	セルフ方式	取扱商品	売 場 面 積	営 業 時 間	備 考
1. 百貨店					「1. 百貨店」及び「2. 総合スーパー」は、産業分類「551 百貨店、総合スーパー」に格付けされた事業所である。 「551 百貨店、総合スーパー」とは、衣・食・住にわたる各種商品を小売し、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の範囲内にある事業所で、従業者が50人以上の事業所をいう。
1 大型百貨店	×		3,000 m ² 以上（都特別区及び政令指定都市は6,000 m ² 以上）		
2 その他の百貨店			3,000 m ² 未満（都特別区及び政令指定都市は6,000 m ² 未満）		
2. 総合スーパー					
1 大型総合スーパー	○		3,000 m ² 以上（都特別区及び政令指定都市は6,000 m ² 以上）		
2 中型総合スーパー			3,000 m ² 未満（都特別区及び政令指定都市は6,000 m ² 未満）		
3. 専門スーパー					250 m ² 以上
1 衣料品スーパー	○	衣が70%以上			
2 食料品スーパー		食が70%以上			
3 住関連スーパー		住が70%以上			
うちホームセンター		住関連スーパーのうち5991+5992+6022が0%を超え70%未満			
4. コンビニエンスストア				14 時間以上	産業分類「5791 コンビニエンスストア（食料品を中心とするものに限る）」以外も含む。
うち終日営業店	○	飲食料品を扱っていること	30 m ² 以上 250 m ² 未満	終日営業	
5. ドラッグストア	○	産業小分類「601」に格付けされた事業所で、6011を扱っていること			
6. その他のスーパー					「2.」、「3.」、「4.」、「5.」以外のセルフ店
うち各種商品取扱店	○				
7. 専門店					「7.」に該当する小売店を除く。
1 衣料品専門店	×	561,562,563,564,5691,5692,5699 のいずれかが90%以上			
2 食料品専門店		572,573,574,575,576,577,579,5793,5794,5795,5796,5797,5799 のいずれかが90%以上			
3 住関連専門店		5811,5812,5813,5814,582,591,592,599,601,602,603,604,605,606,607,6091,6092,6093,6094,6095,6096,6097,6099 のいずれかが90%以上			
8. 中心店					「7.」に該当する小売店を除く。
1 衣料品中心店	×	衣が50%以上			
2 食料品中心店		食が50%以上			
3 住関連中心店		住が50%以上			
9. その他の小売店					「1.」、「7.」、「8.」以外の非セルフ店
うち各種商品取扱店	×				

注1 「セルフ方式」とは、売場面積の50%以上について、セルフサービス方式を採用している事業所をいう。

注2 取扱商品欄の3桁及び4桁の番号は、日本標準産業分類の分類番号に準拠している。また、「衣」、「食」、「住」とは、商品分類番号の上位2桁で衣（56）、食（57）、住（58～60）に分類して集計したものをいう。

注3 「各種商品取扱店」とは、「559 その他の各種商品小売業」に格付けされ、かつ、コンビニエンスストアの定義に該当しない事業所であって、「6. その他のスーパー」はセルフサービス方式を採用している事業所、「9. その他の小売店」はセルフサービス方式を採用していない事業所をいう。